

告発を受けた場合の調査等の手順について

告発等	規程第5条	受付窓口 ⇒ 担当理事に移送 ⇒ 学長に報告
↓		
予備調査	規程第8条	予備調査会:学長に30日以内に結果報告
↓		
本調査	規程第9条 規程第10条 規程第11条 規程第12条	実施決定後30日以内に本調査開始／異議申立規定 調査委員会:委員の半数以上が外部有識者 本調査の方法等 事実認定(150日以内に不正の有無を認定)
↓		
調査結果の通知	第14条	告発者、被告発者、配分機関 ※ 悪意に基づく告発の場合は調査中止(第15条) ※ 不服申立規定(第16条)
↓		
調査結果の公表	第17条	① 学 長 ⇒ 理事長に報告 ② 調査結果 ⇒ 不正認定 = 原則公表 ⇒ 不正不認定 = 原則非公表
↓		
結果を受けた処理	第18条	懲戒処分、刑事告発等